

厚生労働省予防・健康づくり大規模実証事業内
「特定健診・保健指導の効果的な実施方法に係る実証事業」
にかかる介入・効果検証の実施について

厚生労働省では、令和2年度より「予防・健康づくりに関する大規模実証事業」（以下、「大規模実証事業」という。）を実施しています。

全国土木建築国民健康保険組合では、大規模実証事業のうち、特定健診・特定保健指導制度の機能強化につながるエビデンスの創出・蓄積を行うことを目的とした「特定健診・保健指導の効果的な実施方法に係る実証事業」に参加しています。

本実証事業では、特定保健指導の利用や、医療機関の受診を促す通知等を送付し、利用・受療行動の改善や、健康アウトカムの改善に対する効果を検証します。事業は、京都大学の倫理委員会の承認を得たのち、研究責任者の管轄のもとに行われます。分析結果は、厚生労働省への報告や専門の学会・学術雑誌へ発表することを予定していますが、研究結果発表の際に、個人に関する情報（氏名など）が外部に公表されることは一切ありません。

本実証事業にご自身の健康・医療情報を使用されることに同意されない方は、下記連絡先に連絡をいただければ、分析の対象から除かせて頂きます。同意されない場合でも、不利益を被ることは一切ありません。

ご不明な点がございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

1 概要

- (1) 大規模ヘルスデータに機械学習を応用し、心血管病の個人毎のリスク（個人リスク）を推定します。推定された個人リスク別に特定健診後介入（特定保健指導、医療機関受診勧奨）を行うことの効果を推定します。
- (2) 上記で明らかになる心血管病リスクが高い者を対象に、行動経済学に基づく「ナッジ」を用いた特定保健指導・医療機関受診の勧奨通知や、SMS等を活用し個人リスクに応じた情報提供を行い、受診行動及びその後の健康アウトカムに与える影響を評価します。

2 事業期間

倫理審査承認日～令和5年3月

※ただし、事業の効果を把握するためには、中長期的な経過観察が必要となることから、分析には令和7年度末までのデータを用います

3 対象となる方

- (1) 令和3年度の特定健診で特定保健指導積極的支援の対象となった組合員のうち、心血管病発症リスクが高いと予測された方
- (2) 令和2年度から令和3年度の特定健診で、血糖・血圧・脂質のいずれかが受療勧奨判定値に該当するものの、その後の医療機関受診が確認できない組合員のうち、心血管病発症リスクが高いと予測された方

4 検証方法

通知勧奨やSMS等を活用した情報提供を行った後に、医療レセプト、健診データで追跡します。

5 分析に用いるデータの種類

- (1) 特定健康診断結果・質問票（令和2年度から令和3年度）
- (2) レセプトデータ（医療機関が保険者に医療費を請求する際の明細書）
※医療情報は個人が分からない形で分析します。

6 共同研究機関の名称及び研究責任者

京都大学医学研究科 人間健康科学 福間真悟
株式会社キャンサーズキャン

7 問い合わせ先

- (1) 研究内容に関すること
京都大学医学研究科 福間真悟研究グループ
福間 真悟
075-366-7675
- (2) 介入内容に関すること
株式会社キャンサーズキャン
米倉 章夫
03-6420-3390
- (3) 健康・医療情報の提供辞退に関すること
全国土木建築国民健康保険組合
保健事業部データヘルス課
03-6674-1671